# 平成23年11月30日

# 1. 出席議員

1	番	中	村	_	尭	9	番	光	武
2	番	稲	富	雅	和	10	番	徳	村
3	番	勝	屋	弘	貞	11	番	福	井
4	番	竹	下		勇	12	番	水	頭
5	番	角	田	_	美	13	番	橋	爪
6	番	伊	東		茂	14	番	松	尾
7	番	松	尾	勝	利	15	番	橋	Ш
8	番	松	本	末	治	16	番	中	西

# 2. 欠席議員

なし

# 3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷口 秀男 局 長 補 佐 下 村 浩信 管 理 係 長 西 村 正 久 学

正

敏

博 紀

喜 弘

征 子

宏 彰

裕 司

# 4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋		口	久	俊
副	市			長	北		村	和	博
教	育		長	小	野	原	利	幸	
総	務	部		長	藤		田	洋 一	郎
市	民	部		長	迎			和	泉
産	業	部		長	中		JII		宏
建設	環	境音	ß	長	平		石	和	弘
会計管	理者兼	会 計	課	長	中		村	博	之
企	画	課		長	打		上	俊	雄
総	務	課		長	大		代	昌	浩
財	政	課		長	寺		山	靖	久
市民課長兼	達業管理	委員会事	事務局	長	田		中	_	枝
税	務	課		長	中		村	和	典
福 祉	事	務列	Í	長	橋		村		勉
保 険	健	康	Ł	長	栗		林	雅	彦
農林	水	産調	Ŗ	長	森		田	利	明
農林	水 産	課	参	事	橋		口		浩
商工	観	光 誹	Ŗ	長	有		森	滋	樹
まちか	なみを	車 設	課	長	森		田		博
環境	下 水	道	課	長	福		岡	俊	剛
水	道	課		長	松		本	理一	郎
教育次:	長兼教	育総務	<b>芳課</b>	長	中		島		剛
生涯学習	課長兼	中央公.	民館	長	土		井	正	昭
同和対策	課長兼生	涯学習	課参	事	中		村	信	昭
農業委	員会	事 務	局	長	松		浦		勉
監	査	委		員	植		松	治	彦

# 平成23年11月30日(水)議事日程

開 会・開 議 (午前10時)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程(市長の提案理由説明)

日程第4 報告第9号 専決処分事項の報告について(事故による損害の賠償) (報告)

日程第5 議案第49号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について(質疑、

討論、採決)

# 午前10時1分 開会

# 〇議長(中西裕司君)

おはようございます。ただいまから平成23年鹿島市議会11月臨時会を開会いたします。 日程は、お手元の日程表どおりといたします。

# 日程第1 会議録署名議員の指名

### 〇議長(中西裕司君)

まず、日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番徳村博紀君、11番福井正君、12番水頭喜弘君を指名いたします。

# 日程第2 会期の決定

# 〇議長(中西裕司君)

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程(案)のとおり、本日11月30日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(中西裕司君)

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

# 〇議会事務局長(谷口秀男君)

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の11月臨時会に、市長から報告1件、議案1件の提出があっております。 議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりでご ざいます。

次に、監査委員から平成23年度7月分、8月分、9月分の出納検査結果に関する報告があ

っております。その写しをお手元に配付いたしております。御了承をお願いします。

次に、去る9月定例会において可決になりました意見書第3号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書、意見書第4号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書、意見書第5号 TPP交渉参加に反対する意見書、これにつきまして、9月22日付で各関係機関に送付をいたしております。御了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

# 日程第3 議案の一括上程(市長の提案理由説明)

#### 〇議長(中西裕司君)

次に、日程第3. 議案の上程であります。

報告第9号及び議案第49号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

#### 〇市長(樋口久俊君)

改めて、おはようございます。

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、報告1件、条例改正1件でございます。それでは、提案理由を説明いたします。

まず、報告第9号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、事故によります損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する 条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいた すものでございます。

次に、議案第49号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について申し上げます。 御承知のとおり、人事院は従来から国家公務員の給与水準に関して、社会情勢全般の動向 を踏まえつつ、民間の給与水準に均衡させるということを基本に勧告を行っております。人 事委員会を設置いたしておりません本市の職員の給与につきましては、これまで国の人事院 勧告の内容を反映したものになるよう改定をしてまいりました。

今回も、より地域の実情を反映させるため、国の人事院勧告や佐賀県の人事委員会の勧告を参考にし、さらには、県内各市町の状況を勘案し、検討いたしました結果、これまでと同様に国の人事院勧告に準じた改定を行おうとするものでございます。

なお、本年の人事院勧告は、東日本大震災の影響があり、例年より2カ月近くおくれて、 去る9月30日に国会と内閣に対して勧告がなされたところでございます。

その内容は、民間給与と比較して、公務員の月例給が民間を上回ったため、民間給与を上回る50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いて、3年連続の引き下げ改定となっております。また、期末・勤勉手当に関しましては、民間の支給割合は3.99月で、現行の支給割合3.95月を引き上げる要因はありましたけれども、東北地方のことしの特別給をめぐる状況は厳しいと見られることから、改定を見送るという内容になっております。

以上、提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、 担当の部長または課長が御説明をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

# 〇議長(中西裕司君)

お諮りします。議案第49号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を 省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(中西裕司君)

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号の1議案は、委員会付託を省略すること に決しました。

# 日程第4 報告第9号

# 〇議長(中西裕司君)

次に、日程第4.報告第9号 専決処分事項の報告について。事故による損害の賠償であります。

当局の説明を求めます。森田農林水産課長。

# 〇農林水産課長 (森田利明君)

報告第9号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

これは、庁用車による物損事故について市が賠償する額を専決処分したものでございます。 事故の内容でございますが、平成23年9月7日、午後1時30分ごろ、佐賀県農業協同組合 能古見支所駐車場において、職員が業務で庁用車を駐車するために後進中、既に駐車されて いました相手方の軽トラックに接触してバンパー部分に傷をつけた物損事故でございます。

平成23年10月15日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の 指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の 規定により報告をいたします。

なお、相手方の損害賠償の金額56,147円は、すべて全国市有物件災害共済金の保険金で賄っております。

以上、報告いたします。

# 〇議長(中西裕司君)

ただいまの報告について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(中西裕司君)

質疑はないようですから、以上で報告第9号は終わります。

# 日程第5 議案第49号

#### 〇議長(中西裕司君)

次に、日程第5. 議案第49号の審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

# 〇総務課長(大代昌浩君)

おはようございます。それでは、議案第49号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回、臨時会を開催していただき、審議をお願いいたしますのは、この条例改正案が明日 12月1日から施行する必要があるためにお願いいたすものでございます。

提案いたします条例改正案は、国家公務員の人事院勧告に基づき行うものでございまして、 人事院の給与勧告制度は国家公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置として設 けられており、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保するため、毎年公務員の給与水 準を民間企業従業員と均衡させること、つまり民間準拠を基本に行っているところでござい ます。

そこでまず、人事院勧告の概要について御説明させていただきます。

議案説明資料の9ページをお開きください。

今回の人事院の給与勧告のポイントは3点でございます。まず1点目でございますが、民間と公務の平成23年4月分給与を調査した結果、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差0.23%を解消するため、月例給の引き下げ勧告がされております。2点目が期末・勤勉手当でございまして、これにつきましては今回改定を見送っております。3点目が平成18年度に実施されました給与構造改革における経過措置額が平成24年度は2分の1を減額し、平成25年度からは廃止という勧告内容でございます。この給与構造改革は、国家公務員給与に民間給与の実態をより広く反映させるため、平成18年に給与水準の高い高年齢層を中心に給与の引き下げを行ったものでございます。具体的な方法としまして、引き下げる前の段階の平成18年3月31日に受けていた給料月額を直接に引き下げるのではなく、経過措置を設けて、その額を保障し、これを現給保障といいますが、新たに引き下げられた給料月額が昇給、昇格、給与改定等によりこの現給保障された金額に達するまで給与を据え置く、つまり昇給を延伸した形をとっております。

次に、民間給与との比較でございますが、企業規模50人以上の岩手県、宮城県、福島県を除く民間事業所約4万7,500のうち無作為に抽出しました約1万500事業所、43万人の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給、いわゆるボーナスを人事院で調査しております。そこで、月例給につきましては、役職段階、年齢、学歴、勤務地域を同じくする者同士を比較し、公務と民間の格差899円、率で0.23%を解消するために月例給の引き下げを行っております。

ボーナスにつきましては、民間の支給割合は年間で給与月額の3.99月で、国家公務員の期

末・勤勉手当の年間の支給月数3.95であり、0.04月分公務員が下回った結果となり、本来ならば引き上げられることとなります。しかしながら、東日本大震災以降、東北3県が受けた甚大な経済的な被害や雇用情勢などを見ると経済状況は厳しく、ボーナスの支給状況も厳しいと見られることから、全体で改定を見送ることとされました。

次に、給与改定の内容と考え方ですが、月例給の具体的な引き下げに当たっては、民間の 給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げ、50歳代が在職 する号俸で最大マイナス0.55%、40歳代後半層が在職する号俸でマイナスの0.4%、40歳代 前半が在職する号俸で格差がなくなるようにし、40歳未満は据え置くこととしております。

なお、先ほど申しました平成18年の給与構造改革による給与水準引き下げに伴う経過措置額、いわゆる現給保障につきましても昨年の引き下げと同様、今回の減額改定を踏まえて引き下げることとなります。

資料の10ページをお開きください。

実施時期についてでございますが、公布の属する月の翌月の初日ということで、4月からのこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を年間の給与で見て解消することから、4月の給与に調整率の0.37%を乗じた額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に同様の調整率を乗じた額の合計額を期末手当で減額調整を行うものでございます。

この減額対象者は、引き下げ改定が行われる職員ということになりますので、若年層におきましては減額はございません。そういうことから、先ほど民間給与との格差が0.23%と申し上げましたが、引き下げ改定が行われる職員で、据え置きの職員を含め職員全体の民間給与との格差を解消するということから、ここで申し上げます調整率の0.37%は求められておりますので、0.23%よりも高い率となっております。

以上が今回の人事院勧告の主な内容でございます。

そこで、鹿島市職員の給与につきましては、人事委員会を置いておりませんので、これまで同様、国の人事院勧告に準じて同様の改定を行うもので、今回提案いたしますのは、12月 1日の施行に必要な先ほどの人事院勧告のポイントの1である給与の引き下げ改定及び条文の一部整理を行うものでございます。

資料11ページをごらんください。

給料につきましては、現在の給料表1級の全職員、2級から7級までの一部を除くおおむね40歳以上の職員が引き下げとなり、40歳未満は据え置きとなります。

また、期末・勤勉手当につきましては、一般職、市長、副市長、教育長並びに議会議員の皆様すべて据え置きとなります。ただし、12月の期末手当においては、本年の民間との格差解消分としまして、一般職員について4月の給与に調整率の0.37%を乗じた額に4月から11月までの八月分を乗じた分と6月の期末・勤勉手当の額に調整率を乗じた額の合計額を減額

調整するものでございます。

実施時期としましては、12月1日からとなります。

次に、今回の給与改定に伴う鹿島市の影響額を11ページ下のほうに示しております。対象者は一般職で、一般会計、特別会計、水道事業会計合わせて合計の欄で職員数250名で、今年度における全体の影響額が下から3行目、合計Dの欄の右端のところで3,786千円となります。職員1人当たりにしますと、共済費を除き職員に直接影響のある額が13千円となります。ただし、これは職員全体での平均で、実際の引き下げ改定を受ける職員は250名中、約半数の126名ですので、減額される職員の実数で割り戻しますと1人当たり約26千円となります。

以上が人事院勧告のポイントと、これに伴う本市職員の給与の改定の概要でございます。 それでは、続きまして、鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について、新旧対照 表で御説明いたします。

今回の改正は、鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例とありますように、第1条による改正で鹿島市職員給与条例の一部改正を行い、第2条による改正で鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を行うもので、2つの条例を改正するものでございます。

議案説明資料の1ページをお開きください。

まず最初に、第1条による改正、鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例でございますが、第4条でアンダーラインの部分、「第20条の2に規定する職員以外の」とあるのを削除いたしております。これは今度の人事院勧告とは全く関係ございませんで、平成12年の給与条例の改正時において第20条の2の非常勤職員の給与に関係する規定が削られておりまして、これに伴い、引用している第4条第1項の条文も削除すべきであったものがそのまま残っておりましたので、今回削除いたすものでございます。これにつきましては、条例改正においては引用条項の大もとをチェックすべきもので、手続上不備があったことをおわび申し上げますとともに、改めて提案するものでございます。

次の別表の改正が1ページから7ページまでございますが、これが人事院勧告に基づくも ので、アンダーラインの部分が給料表の減額改定の部分でございます。

説明資料7ページをお開きください。

第2条による改正が7ページの後半部分で、これは鹿島市職員給与条例の一部を改正する 条例の一部改正でございまして、平成18年において給与構造改革の給与水準の引き下げに伴 う給与条例の一部改正を行った際、附則において、経過措置、つまり現給保障のある職員に ついて規定を設けておりますが、平成21年度から給与の引き下げ改定が行われておりまして、 この現給保障対象職員についても引き下げ改定に準じて一定の引き下げ措置を行っているこ とから、今回も同様に改正を行うものでございます。この場合、55歳以上の管理職の場合は、 まず給料の1.5%をカットした上で、それぞれ8ページの該当する改定率を乗じて減額を行うこととしております。

次は、今回の改正条例の附則になりますが、議案書で説明いたしますので、議案書の8ページをお開きください。

附則第1項の施行期日ですが、平成23年12月1日からお願いするものでございます。

第2項では、12月の期末手当についての特例措置で、1号で4月の給与に調整率の0.37%を乗じた額に4月から11月までの八月分を乗じた分、2号で6月の期末・勤勉手当の額に同じ調整率を乗じた額、この1号と2号の合計額を減額するという規定でございます。

以上、今臨時会に提案いたします条例の一部改正案について説明を終わりますが、国のほうではこの人事院勧告によらず、東日本大震災の復興財源を目的としました国家公務員の給与の特例法案が国会に提出されておりますが、鹿島市の職員給与については民間準拠という本来の趣旨から佐賀県の人事委員会、県内他市の状況を踏まえ、従来どおり国の人事院勧告を尊重することで改正をお願いするものでございます。

以上、説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

# 〇議長(中西裕司君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

# 〇14番(松尾征子君)

ただいま提案されました件について質問したいと思いますが、今回は人事院の勧告によりということで御説明をいただいております。先ほどありましたように、国のほうでは、復興財源確保のためということで特例法なども審議されているわけですが、それはそれとしまして、具体的なことでお尋ねをしていきたいと思いますが、今、民間との格差、いつもそうですね。民間との格差というものが出てきますが、特に鹿島市においては民間、零細業が多いわけで、給与が低いという事実はあるわけです。そういう中で、皆さんからよく言われるのは、市役所の職員はよんにゅう給料ばかり取ってという、そういう言われることもあります。それはもう皆さんの今の経済力の中で、特にこの落ち込みの中でそういう言葉が出てくるわけですがね。ただ私は、やっぱり市の職員の人たちというのは、これまで市役所に入るためにそれなりの最初から努力をされながら、そして、その給与にしても基準の中で頑張ってこられたと思います。今もそうだと思いますね。

そういうことで、私は前回も同じような質問をしたかもわかりませんが、やっぱりこれだけの給与があるこということで家庭の計画などもずっとお立てになってきていると思うんですよね。正直申しまして、私ももう大分なりますが、職員として入ったとき、当時はこういう引き下げなんていうのはあっていませんでしたね。順調に人勧に基づいて給与の引き上げもあっていましたので、ああ、このくらいになった、こうなるんだなという楽しみもありながら、それで仕事もしてきたという経験もありますけれども、ただ、そういう中で私が一番

いつも心配しますのは、そういう給与の基本がある、その中で例えば子供が大きくなって大学に出す、家の改修をしよう、家を建て直そうとか、そういう私は具体的な計画をお持ちだと思うんですよね。そういう人たちが最近特に、今回だけじゃありませんが、給与改定があるたびに引き下げというような、そういう状況にあるわけですが、そういう中で市の職員の人たちの生活、どうなのかと、私はそれが一番心配なんですよね。皆さん本当に大変な中で仕事をされているというのを見ております。当然だと言えば当然かもわかりませんが、やっぱり皆さん方の生活の経済的にも精神的にも安定があってこそ本当に市民の皆さんの暮らしを守るという仕事に私は専念できることだと思うんですよね。やっぱりそういうのが不十分、例えば経済的に不十分、家庭のことが不十分、いろんなことがあって、この前からも職員の方の健康の問題なんかも出してきておりますが、それもやっぱりいろんな問題で重なってきて、本当に市民の立場で仕事ができない状況が生まれてくるというのが私はあると思うんですよね。そういう面で、いかがなんでしょうか。

今、市の職員の方たちの中に大学に出されている方もたくさんあると思いますが、そういう人たちの経済のやりくりというのは、もちろんある中でやっていけと言われればそれまでですが、計画というのがあるわけで、ちゃんと給料表というのがあるわけで、本来ならそれに従っていくわけで、それが崩されていくということについて職員の人たちの安定というのはどうなのかなと思いますが、市長その辺についてごらんになっていますでしょうか、お尋ねをします。

# 〇議長(中西裕司君)

樋口市長。

# 〇市長(樋口久俊君)

御指名ですから、お答えをしましょう。

端的に言いますと、これはルールがある中での対応なんですよね。つまり公務員制度をどうするかという話の中の一つの場面ですから、いろんな個別の事情はおありになるとは思いますが、鹿島市だけが何かをするということではなくて、いわゆる国家公務員がどういう処遇を受けるのが適当であろうか、それと、地方公務員がどういう処遇を受けるのが適当であろうかという、そういう仕組みの中でのお話ですから、確かに個別が大変だということは十分わかるわけですけれども、それを事情にしてお話をするという仕組みになっておりませんので、そこのところはむしろ私よりも長年この話に対応しておみえになった議員のほうがおわかりだと思います。それはそれとして、これは御理解をいただきたい、そういうことでございます。

#### 〇議長(中西裕司君)

14番議員松尾征子君。

# 〇14番(松尾征子君)

物とかなんかやないですからね。その仕組みは確かにあると思います。そういう中で、今の現状、市長が、私はいかに職員の皆さん方のそういう状態をつかんでいらっしゃるかなという、私はそういうことで言ったんです。もちろん形がありますからね、それに従わんばなんということもあると思いますが、例えばトップに立つ市長が職員の、250名なら250名の全体の状況というのを十分につかんでいないと、そのことが市民の状況をつかんでいることにもなるわけなんですよね。非常に市長は冷たい考えだと私は思います。もうあとはいいです。

もう1点お尋ねをしますが、今回人勧に基づいてということですが、先ほども課長がおっしゃったように、国、国家公務員の給与については、災害の財源をつくらんといかんというようなこともありまして、特例法案ですかね、この審議がなされていると。たしかもう採決されましたかね。そういう今審議の最中ですね。特にこれに関しては人勧を無視した憲法違反だというような、そういう専門的なお方の中からもたくさん意見が出されていることは十分御承知だと思います。

ただ私が心配をするのが、今回においては人勧に沿ってということで取り扱われたんですが、このことが国家公務員の皆さんの給与が人勧をまさに無視して特例法案によって進められていくということになれば、今後その波及というのは、ただ単に国家公務員だけじゃなくて、地方公務員、皆さんの給与なんかにも大いに関連して出てくるんじゃないかという心配をしているわけですね、今こういう状況ですからね。そういう面では今後の動きとしてそういう御心配はないのかどうか、お尋ねをします。

#### 〇議長(中西裕司君)

樋口市長。

#### 〇市長(樋口久俊君)

何か冷たいという話がありましたが、議員に冷たいのか、職員に冷たいのか、市民に冷たいのか、非常によくわからなかったんですけれども、もしですよ、おっしゃるとおりにいろんな対応方法、今回あったんですよ。国家公務員並みにやれ、佐賀の県庁の職員並みにやれ、いろんなことがございました。一番選択肢が、じゃ、もっと冷たくやるんだと、国と同じように下げろという話になるわけですね。今回選択するにはいろんな事情を考えてこれから、市の職員は現在250名近くおりますけれども、これからある程度人数も削っていかんといかんと、いろんな事情を総合的に勘案して、ああ、人事院勧告並みにやるということで、片方ですね、負担も市民の皆さんからのいろんな御批判にもこたえないといけないと、市役所の職員の士気が下がっても、サービスが低下すると、そういうことを考えてやったので、これは冷たいと言われるのは心外でございます。

# 〇議長(中西裕司君)

大代総務課長。

#### 〇総務課長(大代昌浩君)

国の特例法案との今後の影響ということですが、国のほうでは、東日本大震災に対処するため、その財源確保のために国家公務員の人件費を7.8%、年間約2,900億円削減するための給与臨時特例法案が出されております。その後、9月30日に国の人事院勧告が行われましたけれども、給与特例法案が厳しい減額措置を講じようとしているもので、総体的に見れば人事院勧告の趣旨を内包しているものということで、特例法案の早期成立を目指し、人事院勧告は見送ることとされております。

それで、今後国の特例法案が通った場合、地方に、地方公務員に対する影響ということですが、国の削減分に見合った地方交付税のカットというのが今後考えられないことはないと思いますが、その場合に当たっては、鹿島市の予算の総枠の中での総体的に検討していかなければならないことだと考えております。

以上です。

# 〇議長(中西裕司君)

14番議員松尾征子君。

#### 〇14番(松尾征子君)

ここで議論する問題じゃないと思いますが、国家公務員の給与が結局、人勧を置いて特例 法でということ、この件については盛んにいろんな学者の人、政治家の人から憲法違反だと いう、そういう議論がなされておりますが、その辺についてはいかがにお考えですか。

もしそうだとすれば、例えば今後交付税との関連で出てくるという、なるんじゃないかということですが、そういうのをやっぱり私たちが受け入れることは、憲法に違反したことを やることはよくないというようなことも考えますので、その辺ちょっとお答えがあったらお 願いします。

#### 〇議長(中西裕司君)

大代総務課長。

# 〇総務課長 (大代昌浩君)

お答えします。

憲法違反かどうかというのは、まだ私どもちょっとよく議論しなければわからないことですけれども、人事院勧告の制度があるというのが、公務員に労働基本権がないことで、その代償措置として人事院勧告がありまして、その趣旨は民間準拠であるということ。それから、給与臨時特例法案は東日本大震災の対処でありますので、その目的、趣旨がそれぞれ違うので、我々地方公務員の給与改定につきましては民間準拠という人事院勧告制度を尊重した形となっており、全国の47都道府県の人事委員会でも、そのうち39団体が人事院に準じたような引き下げ勧告を行っているのが現状でございます。

以上です。

#### 〇議長(中西裕司君)

14番議員松尾征子君。

# 〇14番(松尾征子君)

最後にします。市役所の職員の方たちの職員組合があると思いますが、この件について職 員組合とのお話し合い、それから、その結果とかどうなっているのかお尋ねをします。

# 〇議長(中西裕司君)

大代総務課長。

# 〇総務課長 (大代昌浩君)

お答えします。

職員団体との交渉経過ですけれども、10月31日に組合より賃金確定及び労働条件改善に関する要求書が提出されました。内容としましては、少なくとも人事院勧告における措置を最低とすることというような要求内容でございました。11月14日に、これまでどおり人事院勧告を尊重することで文書による回答を行っております。その後、11月17、18、21と3日間にわたって交渉を重ねた結果、国の人事院勧告に準じた給与条例改正を議会に提案することで交渉を行い、妥結をしたところでございます。

以上です。

### 〇議長(中西裕司君)

14番議員松尾征子君。

# 〇14番(松尾征子君)

今の御報告では、組合とは人勧を尊重するということで了解されていると理解しますが、 そのことによって、別にそういうことを土台としていろんな労働条件とか、そういうので何 か特別にそれに付随しての要求などはつけませんでしたでしょうか。

#### 〇議長(中西裕司君)

大代総務課長。

# 〇総務課長 (大代昌浩君)

お答えします。

今回の交渉につきましては、ほかの労働条件については交渉のテーブルに乗っておりません。ただ、今回、国の人事院勧告の中で平成18年の給与構造改革における現給保障、これについては廃止の方向で人事院勧告がなされておりますけれども、平成24年4月1日以降の実施ということになっておりますので、今回提案しておりませんけれども、現給保障の廃止について継続して協議をするということになっております。

以上です。

# 〇議長(中西裕司君)

ほかに質疑ありませんか。4番議員竹下勇君。

#### 〇4番(竹下 勇君)

4番竹下ですけれども、1点だけ質問をいたします。

これまでも最小の経費で最大の効果を目指してということで、総人件費の削減、つまり人員の減少にですね、人員を減ずることに努められてこられました。それが一定の効果を見ているところでございますが、人事院勧告においては、その総人件費というですかね、人員を削減したというようなことは反映されないのでしょうか、お尋ねいたします。

# 〇議長(中西裕司君)

大代総務課長。

#### 〇総務課長 (大代昌浩君)

職員の定数の削減については、これまで人事院勧告でも5%の削減をするとか言っておりますけれども、今回の人事院勧告においては、定数の削減については勧告はあっておりません。

以上です。

# 〇議長(中西裕司君)

4番議員竹下勇君。

# 〇4番(竹下 勇君)

今回の人事院勧告のことではなく、これまで行ってきた人員の削減ですね、ほかのところと給料の月額だけで比べるのではなく、鹿島市は類似団体と比べても、職員は人員が少なくて頑張っているんだと、これは何とか反映できないんだろうかという質問でございますけれども。

# 〇議長(中西裕司君)

大代総務課長。

#### 〇総務課長 (大代昌浩君)

お答えします。

職員の削減については、平成18年からずっと削減して効果は上がっているかと思いますけれども、それに伴って効果と、職員数の削減に伴う業務量や将来的な人事評価とかこれから求められて、これ以上職員の給与を下げるというのはモチベーションの低下につながるのではないかというような懸念がありますけれども、ただ、鹿島市職員の給与の水準を比較すると、やはりラスパイレス指数というのが一番の基準になるかと思います。この鹿島市のラスパイレス指数というのが県内でも最も高い水準にありますので、これを削減しないで維持するというのは、鹿島市の1人当たりの市民所得の県内の水準が、県内10市の中で大体7番目ぐらいの水準にありますので、職員の給与だけこれを高い水準で持っていくというのは住民の理解がなかなか得られないのではないかということで人事院勧告どおり今回引き下げをお願いするということになっております。

以上です。

#### 〇議長(中西裕司君)

4番議員竹下勇君。

### 〇4番(竹下 勇君)

見せかけの数字というですかね、そういった数字のことについてはよくわかります。中途 採用が多かったりしてラスパイレスという形では上がっていくんだと思います、鹿島市の場 合はですね。新規採用も抑えながら人員抑制をしてくると、中途採用が多いとラスパイレス が上がってくるというような仕組みでの数字はわかりますけれども、現に、先ほど市長から もありましたように、今後も鹿島市の規模であると職員数をもう少し減じていったほうがい いんじゃないかというような考え方もございますので、それも落ちていく、給料も落ちてい くというようなことではなかなか職員も大変な時代が来るというふうに考えております。

先ほど松尾議員からもございましたように、職員のモチベーションを上げていくためには何らかの、なかなか難しいんでしょうけれども、何らかの措置がとれないものかと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

#### 〇議長(中西裕司君)

樋口市長。

### 〇市長 (樋口久俊君)

2つお答えしたいと思います。

1つはですね、給料のあり方の問題だと思います。絶対枠ではなかなか当然わかりませんので、何かと比較しないといけない。その比較の対象をどこにとるかという問題がございますね。そのときに、いわゆるラスパイレス指数ですよね、私どものまちではやや、例えば年齢が高いとか、それから業種別の構成といいますかね、専門職が比較的多くないというスタイルになっていますものですから、そういうことを考慮すれば、一般論としては高く出る傾向があると、これはもう議員御承知のとおりだと思います。そこで高いからおかしいじゃないかと言っていいのかどうかという問題が1つございますね。

それからもう1つは、じゃ年齢でとったらどうだとか、比較の仕方があります。これはまた比較のしようがないということになります。じゃ、規模別にですね、似たような規模のまちと比べたらどうだとなっても、特別に、例えばそこに工場がおありになるとかないとか、立地がどうなっているかと、事情がありますから、なかなか難しい。したがって、従来から、これかしかないというわけではないと思いますけれども、人勧を一つの指標として対応してきていますね、それはそういうことになると思うんですよ。

それからもう1つは、これは今の平均の話ですね。もう1つは個別具体的な話だと思います。自分が一体正当な評価を受けているかどうかというのは、公務員の場合、非常に難しいんですよね。だから、例えば営業とか販売とかをやっておられる職業としますと、どういう

ふうな成績を上げている、頑張っているのか頑張っていないのかなかなか本人も見分けにくい、こうなると思うんですよ。そうすると、結局、自分の思いと評価とがずれているとモチベーションは上がらない。そのときに給料を上げるだけでいいんだろうかということになると思いますが、そんな問題を抱えていますので、私どもとしてはこれから決して大盤振る舞いはできないでしょうという中で、市民に対するサービスを下げないで頑張ってもらうというために、産業の能率の専門家の方に人事評価のあり方というものをちょっとしっかり検討してみてもらえないだろうかという依頼をしていまして、その結果が一両年のうちに出ると思いますので、それを踏まえて評価のあり方と、それから業務とどう結びつけていくか、それが一体ちゃんと処遇に反映されるのかということを検討したいと思います。その中で総人件費を皆さんにお示しして、頑張っているのかどうかということで御相談をするのか、こういう条件のもとにある前提の個人がちゃんと評価されているのかどうか、満足しているのかどうか、そういうことをお話しするということになろうかと思います。今その作業をお願いしているという状況でございます。

# 〇議長(中西裕司君)

4番議員竹下勇君。

# 〇4番(竹下 勇君)

ありがとうございました。また興味深い話として評価の話が出てきております。こういった話が出てきましたら、具体的になりましたら、議会のほうにもお知らせいただいて、私たちも勉強させていただきたいというふうに思います。

質問終わります。

# 〇議長(中西裕司君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(中西裕司君)

質疑を終わります。

討論に入ります。14番議員松尾征子君。

#### 〇14番(松尾征子君)

議案第49号については反対の討論をしたいと思います。

さて今回、鹿島市においては人事院勧告に基づくということで提案をされました。40歳以上の職員についての給与の引き下げを行うということで、市内では民間との格差を初め、いろんな問題がありまして、市の職員は給与が高いというような、そういう声を聞くこともあります。しかし、こういう状況の中で市の職員の人たち、本当に市民の暮らしを守るために全力で頑張り抜いておられますし、また、その地位を確保するためには、それまでも努力をしてここまでいらしたと思います。特に市の職員の人たちも、もともとの基本の給料があり

ますので、それを基本にしながら家庭のいろんな計画も立ててこられたでしょう。これから もそれで進んでいかれると思いますが、今日のように、引き続き引き下げ、後退というよう な状況の中では本当に家庭経営というのはもう大変な状況になってきていると思います。

また、このような職員の人たちのいろんなそういう家庭での経済的な問題の中で、やっぱりいろんな精神的な障害も出てき、仕事に差しさわりの出るということもあると思いますが、本当に職員の人たちが安心して市民の暮らしを守る仕事に打ち込めるような状況をつくり出すということは大事なことだと思います。さらには、職員の皆さん方の給与の削減というのは、即市内の経済にも大きな影響があるということはもう事実だと思います。そういう中で、私はこの引き下げには反対をするわけですが、特につけ加えますと、国は国家公務員の給与の削減を、人事院勧告を無視して、特別法案によって国家公務員の給与を3年にわたって平均7%引き下げるという、こういう審議がなされているわけですが、この人事院勧告を無視したやり方は、まさに憲法で補償されている労働基準権の制約に対する代償措置であるわけですが、それにまさに反するということで、この人事院勧告を無視するということに対しては憲法違反だという声も上がっています。特に心配しますのは、今回は人勧に基づいて行われておりますが、この特例法案については、国家公務員にとどまらず地方の職員などにも今後当てはめられるような流れが出るのではないかという心配をしています。

国は、震災復興財源の確保にということで、国家公務員の給与削減ということを上げているわけですけれども、これも大きな問題があると思います。今回の災害においては、本当に公務員の果たす役割というのが非常に大きかったということを聞いております。ますますその力が発揮されなくてはならないものであるわけですが、そのためには十分に公務員の身分というのをいろんな面で保障していく、そのことが重要になってくると思います。

復興財源などと言っておりますが、公務員の給与を削減せずともまだまだ手を入れなくてはいけない国の財源はあると思います。特に、労働運動総合研究所ですかね、ここの試算では、10%給与を削減することで全体的に年間約3兆4,700億円、また、地方税などの影響が5,400億円あると言われているわけですが、政府は財源の見直しをやはりもっと本来のところにメスを入れて取り組んで財源をつくってもらいたい。

例えば、共産党以外が受け取っております政党助成金などは年間全部で320億円出ています。この政党助成金の使い道というのは、本当に驚くように、いろんな飲み食いでも何に使ってもいいというような、そういうものになっているんです。私たちは今、議会で政務調査費の要求などしていますが、これだって非常な制約があるんですよね、なかなかオーケーが出ません。しかし、この政党助成金なんて、この17年間で調べてみましたら5,358億円、そういうのに出ているんですね。そういうお金こそ削って、本当に復興財源にだって持っていくというような財源のつくり方をやると、公務員に即攻撃をかけるということじゃなくて、そういう方向で今後進んでいくことを望みながら、反対の討論にしたいと思います。

以上です。

# 〇議長(中西裕司君)

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(中西裕司君)

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例については、これ を提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

# 〇議長(中西裕司君)

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。 以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了をいたしました。 よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

# 午前10時56分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 中西裕司

会議録署名議員 10番 徳 村 博 紀

同 上 11番 福井 正

同 上 12番 水頭喜弘